

## 第6回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年7月21日（火） 午後1時30分～午後4時00分
2. 開催場所 サンコア 第5講習室
3. 出席者
  - (委 員)  
明石 照久 委員長、鶴 弘之 委員、馬場 範夫 委員
  - (事務局)  
長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員  
中野 弘之 福祉課長、三森 雅之 生活保護担当係長、東 尚人 市民相談・年金担当係長  
古賀 昭仁 農政課長、江崎 紀彦 農業振興担当係長、荒谷 純子 農業政策担当係長
  - (コンサル)  
佐々木 央 （富士通総研）
4. 議題
  - (1) 前回審査結果の確認について  
前回審査結果について委員全員の承認により確定
  - (2) 個別補助金の審査について  
①社会福祉協議会補助金審査  
質疑応答  
委 員：社会福祉協議会では、この補助金を使ってさまざまな事業を実施されているが、市民のニーズ、事業の課題については、どういう方法で把握しているのかお尋ねする。  
事務局：ひとつには、民生委員・児童委員協議会で市民アンケートを配布し引きこもりなどの福祉の状況把握をしている。また、社会福祉協議会は直接市民と触れ合う事業がほとんどであり、事業のなかで直接市民の声を聴いて集約し、今後に活かしている。  
委 員：アンケートではどのような課題があったのか教えていただきたい。  
事務局：独居の高齢者やひきこもりの方などを中心に民生委員に廻ってもらっているが、生活に困っている状況があれば社会福祉協議会につないで対応しているし、最終的には生活保護につなぐこともある。また、ひきこもりにおいては、居場所づくりとしてのフラットスペースを活用してつながりを持つようにしているし、市も情報をもらい必要であれば自宅訪問などアウトリーチをしている。
  - 委 員：この補助金の対象は、地域福祉事業とセンター事業に関連する職員の人事費と事業費であるが、補助金審査調書の人事費と決算書の資金収支内訳表、さらに職員

体制と給与水準の質問に対する回答の金額の関連が不明瞭であるので教えていただきたい。

コンサル：関連して、提出されている資料の地域福祉事業の事業別人員体制では、職員数のなかに受託事業分がありこれを除いた人件費の額に対して、別資料の補助対象経費明細書のなかの金額に開きがある。委員からの質問があつたように、社会福祉協議会の全体の人件費について、市からの委託でまかなわれている人件費、介護保険サービス事業の人件費、補助金の対象となる人件費が資料によって金額がばらばらで一致していない。提出された資料は、補助金の対象とならない市の委託事業や介護保険事業の人件費に充てられていたのではないかという作りになっている。

事務局：資料の検証が不十分で説明ができないため、あらためて補助対象の職員体制と事業の関連及びその人件費について社会福祉協議会と協議し再度、説明をさせていただきたい。

委員長：しっかりチェックし整合性のとれた資料を提出していただく必要がある。一旦保留とし、再度、資料の提出を受け次回の審査とする。

## ②シルバー人材センター運営費補助金審査

質疑応答

なし

委員長：シルバー人材センター事業については国の制度として定着しているが、これからは、高齢者の就労意識が、屋外作業を主としたこれまでのシルバー業務に魅力を感じないようになっている。このような中で、シルバー人材センターがどのように高齢者に社会参加の道を開いて、生きがい増進につなげていくのか、本質的なところを掘り下げ、世の中の動きに適応した制度への見直しが必要であろう。

評点審査終了

審査結果について委員全員の承認により確定

## ③筑後市土地改良区補助金、③筑後市北部土地改良区補助金審査

委員：この二つの補助金については、前回議論のポイントは、今後この二つの組織をどのようにもっていくかということだった。両組織を一人の事務局長が総括しており、所管課もこれまで合併を促してきたということだったと思う。今回、二つの組織の事務職員の業務量の資料を出していただいたが、所管課としてどのように受け止めているのか、また、他の土地改良区と比較して、今後この土地改良区のあり方があれば聴かせていただきたい。

事務局：二つの土地改良区の業務件数を比較すると、北部土地改良区が少ないと感じるかもしれないが、1件あたり時間がかかるものもあり件数だけでは見えないところもあるように思われる。筑後市土地改良区は、5つの土地改良区を合併して現在

に至っており、北部土地改良区は現在、事業に係る借入金の償還をしている時期にある。今後は筑後市土地改良区と同様に保守業務が出てくるので、将来は、筑後市土地改良区と統合することを考えている。

委 員：二つの組織を統合する上でもっとも大きな課題は、事務量の違いということか。

事務局：土地改良区はそれぞれ施設を持っており、管理するためのそれぞれの賦課金制度があるため、過去5つの土地改良区が統合した際も話し合いがされており、統合に向けては二つの土地改良区の十分な協議が必要である。行政側だけでは困難と思われる。

委 員：業務量は件数だけではなく、処理時間も関係するということであるが、北部土地改良区にはどのようなものがあるのかお尋ねする。

事務局：北部土地改良区のみ行っている事務に、借入金の償還事務と多面的機能支払交付金に関する受託事務があり、これに時間を要している。

コンサル：受託事務であれば、市から人件費等事務経費が出されているのではないか。

委 員：受託事務に人件費等事務経費が出されているとすると、業務量の中に含めるのは誤解を招くのではないか。また、一般的に償還事務1件にそんなに時間がかかるとは考えられない。土地改良区の業務と処理件数が出されているが、所管課として内容の検証はされたのか。

コンサル：要するに、それぞれの土地改良区に職員1人づつ配置しなければならない業務量があるのかを確認しているのかということである。

事務局：二つの土地改良区に1人の職員では無理だと思われる。週5日勤務で2人いるのかという確認はしていない。

コンサル：二つの土地改良区の事務処理件数に明らかな違いがあるにもかかわらず、同じようないい補助金を出しており、所管課は事務作業の実態把握ができていない、また、それぞれ人件費を補助する根拠を持っていないということになる。

委 員：土地改良区は重要な役割を持っていると承知しているが、補助金の支出に対して、成果が出るように市は検証しているのかということについて確認できない。

事務局：指摘があったように資料では、土地改良区職員の業務量におおきな開きがあるので、所管課として詳細な再調査をする必要があると考える。

事務局：これまでの質疑及び委員からの指摘を踏まえたうえで審査をお願いする。

評点審査終了

審査結果について委員全員の承認により確定